証券コード5269
平成27年６月11日

株　主　各　位

東京都港区芝浦四丁目６番14号
日本コンクリート工業株式会社
代表取締役社長　網 谷 勝 彦

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都港区芝浦四丁目６番14号（NC芝浦ビル）
当社１階会議室

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第84期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第84期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以　上

◎　当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ncic.co.jp/）に掲載しておりますので、本「招集ご通知」および別添の「第84期報告書」には記載しておりません。
　①事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
　②連結計算書類の「連結注記表」
　③計算書類の「個別注記表」
なお、本招集ご通知別添の「第84期報告書」に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、監査をした書類の一部です。
◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ncic.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎　当日は、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

① 「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号)」が平成27年５月１日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。これにともない、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第33条第２項および第46条第２項の一部を変更するものであります。また、会計監査人の責任限定契約の条項を実態に合わせ削除いたします。なお、第33条第２項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。(現行定款第33条第２項、第46条第２項、第47条)

② 平成21年６月26日開催の第78回定時株主総会において、取締役会の監督機能と執行役員の業務執行機能を明確にするため、会長以外の役付取締役を廃止するとともに、社長をはじめとする役付執行役員を新設する定款変更を行いましたが、さらなる業務執行体制の強化を図り、執行役員に付与することができる役位に会長を追加するものであります。(現行定款第34条第３項)

2．変更の内容

変更の内容はつぎのとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第４章　取締役及び取締役会 （取締役の責任免除） 第33条　（条文省略） 2. 本会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第４章　取締役及び取締役会 （取締役の責任免除） 第33条　（現行どおり） 2. 本会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　執行役員 （執行役員） 第34条　本会社は、取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。 2. （条文省略） 3. 取締役会は、その決議によって、執行役員に社長、専務、常務その他の役位を付与することができる。	第５章　執行役員 （執行役員） 第34条　（現行どおり） 2. （現行どおり） 3. 取締役会は、その決議によって、執行役員に会長、社長、専務、常務その他の役位を付与することができる。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第６章　監査役、監査役会及び会計監査人	第６章　監査役、監査役会及び会計監査人
(監査役の責任免除) 第46条　　（条文省略） 2.　本会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(監査役の責任免除) 第46条　　（現行どおり） 2.　本会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(会計監査人の責任限定契約) 第47条　本会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（削除）
第48条 〳 第50条　　（条文省略）	第47条 〳 第49条　　（現行どおり）

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、戦略的かつ迅速な意思決定が行えるよう取締役を４名減員し、取締役８名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当会社の株式数
1 再任	 あみ　や　かつ　ひこ 網　谷　勝　彦 (昭和18年８月23日)	昭和43年４月　当社入社 平成９年６月　当社社長室長 平成10年６月　当社取締役 平成13年６月　当社常務取締役 近畿コンクリート工業株式会社（現株式会社日本ネットワークサポート）取締役 平成17年６月　当社専務取締役 平成18年６月　当社代表取締役社長 平成19年６月　当社代表取締役社長（執行役員） 平成21年６月　当社代表取締役（社長執行役員）(現在)	159,300株
2 再任	 つち　だ　しん　じ 土　田　伸　治 (昭和31年５月14日)	昭和55年４月　当社入社 平成19年７月　当社技術開発第一部長兼品質保証部長 平成21年６月　当社執行役員 平成22年６月　当社取締役執行役員 中国高圧コンクリート工業株式会社取締役（現在) 平成25年６月　当社取締役常務執行役員 平成26年６月　当社取締役専務執行役員（現在） NC日混工業株式会社代表取締役社長(現在) (重要な兼職の状況) NC日混工業株式会社代表取締役社長	47,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当会社の株式数
3 再任	 いのうえ　としかつ 井上敏克 (昭和30年４月28日)	昭和53年４月　株式会社日本興業銀行入行 平成17年４月　株式会社みずほ銀行業務監査部副部長 平成20年６月　当社執行役員社長室長 平成21年６月　当社取締役執行役員（現在） 平成22年６月　北海道コンクリート工業株式会社取締役（現在）	41,700株
4 再任	 いまい　しょういち 今井昭一 (昭和35年１月６日)	昭和58年４月　秩父セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 平成18年10月　太平洋セメント株式会社経理部経理チームリーダー 平成21年12月　当社経理部長 平成23年６月　当社執行役員経理部長 平成25年６月　当社取締役執行役員経理部長（現在） NCマネジメントサービス株式会社代表取締役社長（現在） 東海コンクリート工業株式会社取締役（現在） (重要な兼職の状況) NCマネジメントサービス株式会社代表取締役社長	5,000株
5 新任	 ほしかわ　よく 星川翼 (昭和29年11月21日)	昭和52年４月　住友商事株式会社入社 平成16年９月　同社生活資材本部参事（東京） 平成22年２月　同社チリ住友商事会社事務従事（サンチャゴ） 平成26年２月　同社生活資材本部長付（東京） 平成26年４月　当社執行役員（現在）	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当会社の株式数
6 再任	 八木（やぎ） 功（いさお） (昭和17年５月15日) 社外取締役 独立役員	昭和40年４月　全日本空輸株式会社入社 平成５年６月　同社取締役 平成９年６月　同社常務取締役総務本部長 平成11年６月　同社代表取締役副社長 平成15年６月　全日空商事株式会社代表取締役社長 平成23年５月　一般財団法人日本航空協会顧問（現在） 平成23年６月　当社取締役（現在）	17,000株
7 再任	 中川（なかがわ） 智章（ともあき） (昭和33年７月22日) 社外取締役	昭和56年４月　新日本製鐵株式會社（現新日鐵住金株式会社）入社 平成24年10月　新日鐵住金株式会社執行役員大阪支社副支社長 平成25年４月　同社執行役員棒線事業部長 平成25年６月　当社取締役（現在） 日亜鋼業株式会社社外監査役（現在） 平成27年４月　新日鐵住金株式会社常務執行役員棒線事業部長（現在） (重要な兼職の状況) 新日鐵住金株式会社常務執行役員 日亜鋼業株式会社社外監査役	2,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当会社の株式数
8 新任	 間塚道義（まづかみちよし） (昭和18年10月17日) 社外取締役 独立役員	昭和43年４月　富士通ファコム株式会社入社 昭和46年４月　富士通株式会社に転籍 平成13年６月　同社取締役兼東日本営業本部長 平成17年６月　同社取締役専務 平成18年６月　同社代表取締役副社長 平成20年６月　同社代表取締役会長 平成21年９月　同社代表取締役会長兼社長 平成26年６月　同社取締役相談役（現在） (重要な兼職の状況) 富士通株式会社取締役相談役	0株

（注）1. 現在、当社の取締役である候補者の当社における地位および担当は、別添「第84期報告書」の事業報告「４．会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
2. 取締役候補者土田伸治氏はＮＣ日混工業株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社からポールおよびパイルの部分品等を購入しております。
3. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 八木功、中川智章、間塚道義の３氏は社外取締役候補者であります。
5. 八木功、中川智章の両氏は現在当社の社外取締役であり、両氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって八木功氏が４年で、中川智章氏が２年であります。
6. 社外取締役候補者とした理由
(1) 八木功氏は、全日本空輸株式会社代表取締役副社長および全日空商事株式会社代表取締役社長を経験される等、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場から経営全般に関し適切な助言が期待でき、コーポレート・ガバナンスの一層の充実が図られると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
(2) 中川智章氏は、新日鐵住金株式会社の常務執行役員であり、同社における同氏の豊富な経験と実績に基づく客観的視点からの経営全般に対する適切な提言と監督、チェック機能が、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、新日鐵住金株式会社は当社の特定関係事業者であります。
(3) 間塚道義氏は、富士通株式会社の取締役相談役であり、同社において代表取締役会長、社長を経験される等、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場から経営全般に関し適切な助言が期待でき、コーポレート･ガバナンスの一

層の充実が図られると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

7. 当社は、八木功、中川智章の両氏との間で会社法第427条第１項および当社定款に基づき、責任限定契約を締結しており、同契約に基づく賠償責任限度額は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、法令の定める額となります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、間塚道義氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役安藤まこと氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出については、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当会社の株式数
再任	 あん　どう 安藤まこと (昭和34年10月8日) 社外監査役 独立役員	昭和59年10月　監査法人サンワ東京丸の内事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入社 昭和63年１月　KPMG Peat Marwick New York Office入社 平成３年４月　櫻井会計事務所入所 平成６年３月　警視庁入庁 平成14年４月　安藤税務会計事務所（現響税理士法人）入所（現在） 安藤公認会計士共同事務所入所（現在） 平成19年６月　インヴァスト証券株式会社社外監査役（現在） 平成25年６月　当社監査役（現在） (重要な兼職の状況) インヴァスト証券株式会社社外監査役	8,600株

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 安藤まこと氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は現在当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって２年であります。

3. 社外監査役候補者とした理由
安藤まこと氏は、公認会計士として国内外の大手監査法人および会計事務所での執務歴や公職に従事される等、豊富な経験と幅広い見識を有しており、同氏の有用な助言等がコーポレート・ガバナンスの強化に資すると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

4. 当社は、安藤まこと氏との間で会社法第427条第１項および当社定款に基づき、責任限定契約を締結しており、同契約に基づく賠償責任限度額は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、法令の定める額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第４号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1.　提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」により構成されておりましたが、新たに取締役（社外取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入のご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役の報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上達成意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

具体的には、平成18年６月29日開催の第75回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（年額２億５千万円以内。）とは別枠で、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、現在対象となる取締役の員数は10名でありますが、第２号議案「取締役８名選任の件」が原案どおり可決されますと５名となります。

また、本議案が原案どおり可決されますと、取締役の報酬は「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されることになります。本報酬制度の導入に際しては、「基本報酬」を減額し、本制度に基づく「株式報酬」の一部に振り向けることといたします。

2.　本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金員を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、役位及び業績目標（※）の達成度等に応じて、本信託を通じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が役員報酬として交付及び給付（以下「交付等」という。）される株式報酬制度です。ただし、取締役が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として各事業年度及び中期経営計画の終了時となります。

（※）業績目標の指標は連結売上高及び連結経常利益といたします。

(2) 会社が拠出する金員の上限

当社は、１億２千万円（※）を上限とする金員を、中期経営計画の対象となる３事業年度（初回を平成28年３月末で終了する事業年度から平成30年３月末で終了する事業年度までの３年間とし、下記の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各３事業年度とする。以下「対象期間」という。）の取締役への報酬として拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあり得ます。その場合、本制度の信託期間を３年間延長するとともに、翌３事業年度を新たな対象期間とし、当社は、新たな対象期間ごとに本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加信託を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイント数（下記（3）に定める。）の付与を継続します。ただし、かかる追加信託を行う場合において、信託契約の変更時に信託財産内に残存する当社株式（取締役に割り当てられた予定ポイント数の残高に相当する当社株式及び取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加信託される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

（※）信託に拠出する金銭は、本信託による株式取得資金及び信託費用の合算金額となります。

(3) 取締役が取得する当社株式等の数の算定方法と上限

取締役には、各事業年度及び中期経営計画終了後に、ポイント数に応じた当社株式等が交付等されます。

ポイント数は、各事業年度における役位並びに連結売上高及び連結経常利益の目標達成度等（※１）に応じて算定され、当該事業年度の直後の６月末に付与されるポイント（以下「年次ポイント」という。）と、中期経営計画の期間終了時までの役位並びに中期経営計画に掲げる連結売上高及び連結経常利益の目標達成度等に応じて算定され、中期経営計画の期間終了時に付与されるポイント（以下「計画終了時ポイント」という。）からなります。

取締役には、各事業年度及び中期経営計画期間終了後にポイント数を算定し、保有ポイントに応じた株式等の交付等が行われます。１ポイントは当社株式１株とします。（※２）

ただし、本制度により取締役に付与される１年当たりの年次ポイントのポイント数の合計の上限は38,000ポイント、取締役に付与される対象期間ごとの計画終了時ポイントのポイント数の合計の上限は31,000ポイントとし、各対象期間中に本制度により取得する当社株式の株数は、かかる１年当たりの年次ポイントのポイント数の合計の上限に３（対象期間の事業年度数）を乗じた数に対象期間ごとの計画終了時ポイントのポイント数の合計の上限を加算した数に相当する株式数（145,000株）を上限とします。

（※１）各事業年度の目標値は、当該事業年度の期初に定める業績目標値とします。毎事業年度期初の業績目標値は、決算短信において開示します。

（※２）信託期間中に株式分割･株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

(4) 取締役に対する交付等

各事業年度における年次ポイントの付与後に、受益者要件を満たす当社の取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、当該事業年度について付与された年次ポイントのポイント数に応じた当社株式の70％（単元未満株数は切り上げ）について交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭が給付を受けることができます。これに加えて、本中期経営計画終了後には、計画終了時ポイントの付与後に、受益者要件を満たす当社の取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、付与された計画終了時ポイントのポイント数に応じた当社株式の70％（単元未満株数は切り上げ）について交付を受け、また、残りについては本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭が給付を受けることができます。

(参考)

本制度の詳細については、「株式付与制度の導入に関するお知らせ」（後記ご参考：当社平成27年５月15日付プレスリリースの抜粋）をご参照下さい。

(ご参考：当社平成27年５月15日付プレスリリースの抜粋)

ＢＩＰ信託の概要

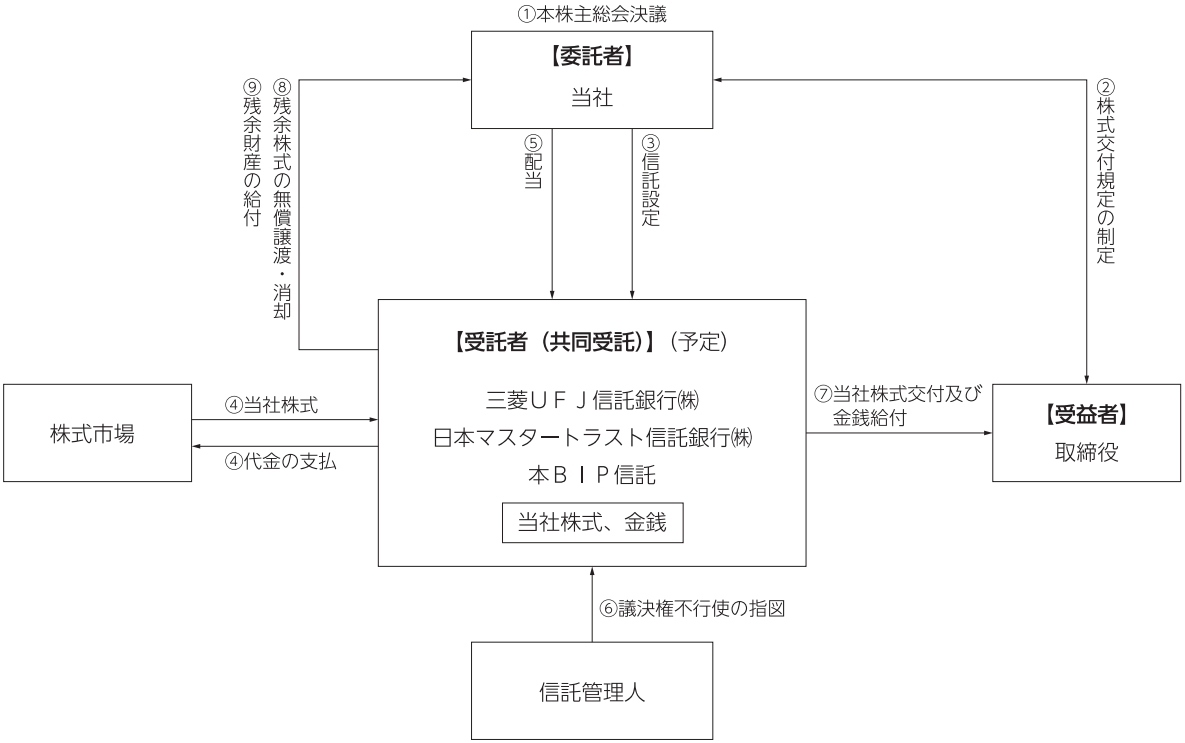

① 当社はＢＩＰ信託の導入に関して本株主総会において役員報酬の総会承認決議を得ます。
② 当社はＢＩＰ信託の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
③ 当社は①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託（本ＢＩＰ信託）を設定します。
④ 本ＢＩＰ信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得（立会外取引を含む）します。本ＢＩＰ信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。

⑤ 本ＢＩＰ信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
⑥ 本ＢＩＰ信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
⑦ 信託期間中、役位並びに各事業年度及び中期経営計画にて掲げている業績目標（連結売上高及び連結経常利益）の達成度等に応じて、取締役に一定のポイント数が各事業年度及び中期経営計画の期間終了後に付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
⑧ 信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、新たな株式報酬制度として次回中期経営計画期間を対象に本ＢＩＰ信託を継続利用するか、本ＢＩＰ信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
⑨ 本ＢＩＰ信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

(1) 本ＢＩＰ信託の概要

本ＢＩＰ信託は、平成28年３月31日で終了する事業年度から平成30年３月31日で終了する事業年度までの３年間（以下「対象期間」という。）(※)を対象として、役位及び各事業年度及び中期経営計画の目標達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を役員報酬として交付及び給付（以下「交付等」という。）する制度です。

（※）下記（4）第２段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各３事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度導入手続

本株主総会において、本ＢＩＰ信託に拠出する金額の上限及び取締役が付与を受けることができるポイント数（下記（5）に定める。）の総数の上限その他必要な事項を決議します。

(3) 本ＢＩＰ信託の対象者

当社の取締役は、各事業年度及び本中期経営計画の期間終了後に、以下の受益者要件を満たした上で、所定の受益者確定手続を経ていることを条件に、本ＢＩＰ信託より当社株式等の交付等を受けることができます。

①対象期間中に当社の取締役として在任していること（信託期間中に新たに取締役になった者を含み、当社株式等の交付等の対象となる各事業年度及び本中期経営計画の期間終了時点において在任していることを要する）

②在任中に一定の非違行為があった者でないこと

③下記（5）に定めるポイント数が決定されていること

④その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(4) 信託期間

平成27年９月（予定）から平成30年９月末日（予定）までの約３年間とします。

ただし、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本ＢＩＰ信託を継続することがあり得ます。その場合、本ＢＩＰ信託の信託期間を３年間延長するとともに、翌３事業年度を新たな対象期間とし、当社は、新たな対象期間ごとに本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイント数（下記（5）に定める。）の付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託契約の変更時に信託財産内に残存する当社株式（取締役に割り当てられた予定ポイント数の残高に相当する当社株式及び取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とします。

(5) 取締役に交付等される当社株式等

取締役には、各事業年度及び中期経営計画終了後に、ポイント数に応じた当社株式等が交付等されます。

ポイント数は、各事業年度における役位並びに連結売上高及び連結経常利益の目標達成度等に応じて算定され、当該事業年度の直後の６月末に付与されるポイ

ント（以下「年次ポイント」という。）と、中期経営計画の期間終了時までの役位並びに中期経営計画に掲げる連結売上高及び連結経常利益の目標達成度等に応じて算定され、中期経営計画の期間終了時に付与されるポイント（以下「計画終了時ポイント」という。）からなります。

なお、１ポイントは当社株式１株とし、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

※各事業年度の目標値は、当該事業年度の期初に定める業績目標値とします。毎事業年度期初の業績目標値は、決算短信において開示します。

(6) 本ＢＩＰ信託に拠出される信託金の予定額及び本ＢＩＰ信託より交付等される当社株式等に対応する当社株式の予定株数

当社は、本ＢＩＰ信託に１億２千万円（※）の信託金を拠出することを予定しております。

（※）信託期間内の本ＢＩＰ信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。なお、株主総会においては、本ＢＩＰ信託に拠出することのできる金額の上限を１億２千万円として承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、当社が本ＢＩＰ信託に拠出できる信託金の金額はかかる上限に服することになります。

上記の予定額は、現在の取締役の基本報酬及び賞与の水準を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しております。

また、本株主総会においては、取締役に付与される１年当たりの年次ポイントのポイント数の合計の上限を38,000ポイント、取締役に付与される対象期間ごとの計画終了時ポイントのポイント数の合計の上限を31,000ポイントとして承認決議を行うことを予定しており、かかる決議がなされた場合、取締役が本ＢＩＰ信託から交付等を受けることができる当社株式等の株数（ひいては本ＢＩＰ信託により取得する当社株式の株数）は、かかるポイント数に相当する株数の上限に服することになります。また、本ＢＩＰ信託により取得する当社株式の株数(以下「取得株式数」という。）は、かかる１年当たりの年次ポイントのポイント数の合計の上限に３（対象期間の事業年度数）を乗じた数に対象期間ごとの計画

終了時ポイントのポイント数の合計の上限を加算した数に相当する株式数(145,000株)を上限とします。

(7) 本ＢＩＰ信託による当社株式の取得方法

本ＢＩＰ信託による当初の当社株式の取得は、上記（6）の信託金及び取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しております。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本ＢＩＰ信託内の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（6）の本株主総会の承認を受けた信託金及び取得株式数の上限の範囲内で、本ＢＩＰ信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 当社の取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

各事業年度おける年次ポイントの付与後に、受益者要件を満たす当社の取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、当該事業年度について付与された年次ポイントのポイント数に応じた当社株式の70％（単元未満株数は切り上げ）について交付を受け、また、残りについては本ＢＩＰ信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭が給付を受けることができます。これに加えて、本中期経営計画終了後には、計画終了時ポイントの付与後に、受益者要件を満たす当社の取締役は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、付与された計画終了時ポイントのポイント数に応じた当社株式の70％（単元未満株数は切り上げ）について交付を受け、また、残りについては本ＢＩＰ信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭が給付を受けることができます。

(9) 本ＢＩＰ信託内の当社株式に関する議決権行使

本ＢＩＰ信託内にある当社株式（すなわち上記（5）により当社の取締役に交付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本ＢＩＰ信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本ＢＩＰ信託内の当社株式についての剰余金配当は、本ＢＩＰ信託が受領し、本ＢＩＰ信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充て

られた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、取締役に対して給付されることになります。

（11）信託期間終了時の取扱い

信託期間終了時に残余株式（信託終了時に受益者要件を満たす可能性がある取締役に対して、交付することが予定される株式を除く。）が生じた場合は、株主還元策として、信託期間（上記（4）第２段落の本ＢＩＰ信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）終了時に、本ＢＩＰ信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却することを予定しております。

(ご参考)

【信託契約の内容】

①	信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②	信託の目的	当社の取締役に対するインセンティブの付与
③	委託者	当社
④	受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤	受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
⑥	信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦	信託契約日	平成27年９月（予定）
⑧	信託の期間	平成27年９月（予定）～平成30年９月末日（予定）
⑨	制度開始日	平成27年９月（予定）
⑩	議決権行使	行使しないものとします。
⑪	取得株式の種類	当社普通株式
⑫	取得株式の上限額	１億２千万円(予定) (信託報酬・信託費用を含む。)
⑬	帰属権利者	当社
⑭	残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

① 信託関連事務　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社がＢＩＰ信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。

② 株式関連事務　三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場　東京都港区芝浦四丁目６番14号（NC芝浦ビル）
当社１階会議室
電話（03）3452－1021（代表）

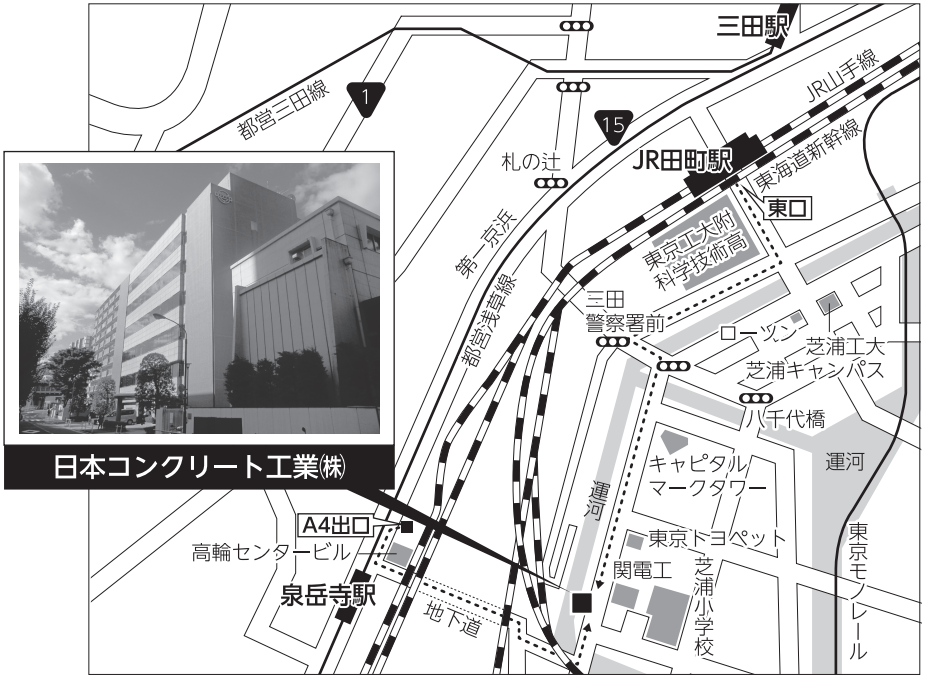

（交通のご案内）

JR田町駅（東口）より	徒歩約13分
都営浅草線泉岳寺駅（A4出口）より	徒歩約７分

（お願い）

・駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

・会場建物の内外は禁煙となっておりますので、ご承知くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。